

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成18年3月2日(2006.3.2)

【公表番号】特表2001-523963(P2001-523963A)

【公表日】平成13年11月27日(2001.11.27)

【出願番号】特願平10-547149

【国際特許分類】

A 01K 87/00 (2006.01)

A 01K 87/04 (2006.01)

A 01K 87/08 (2006.01)

【F I】

A 01K 87/00 6 3 0 A

A 01K 87/04 Z

A 01K 87/00 6 2 0 E

【手続補正書】

【提出日】平成17年10月12日(2005.10.12)

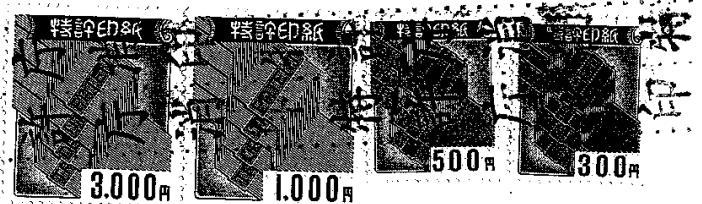
【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】



(4,800円)



手 続 補 正 書

平成17年10月2日



特許庁長官 殿

1. 事件の表示

平成10年 特許願 第547149号

2. 補正をする者

名 称 バークリー・インコーポレーテッド

3. 代 理 人

住 所 東京都千代田区大手町二丁目2番1号 新大手町ビル206区
ユアサハラ法律特許事務所

電 話 3270-6641~6

氏 名 (8970) 弁理士 社 本 一 夫



4. 補正により増加する請求項の数 3

5. 補正対象書類名

請求の範囲



6. 補正対象項目名

請求の範囲

7. 補正の内容

別紙の通り



(別紙)

(1) 請求の範囲を以下に示すように変更する。

『1. 先端部及び基端部を有しあつ一体的なラインガイド又はラインガイド支柱を備えているフィッシングロッド即ち釣竿を製造する方法であつて、

(a) フィッシングロッドに適したテーパ付きのロッド形状を呈しているモールド内へ補強ファイバから成るプレフォーム及び複数の金属又はセラミックインサート／メタルフレームラインガイド又は金属支柱を位置付けること、

(b) 一体をなすラインガイドまたは支柱と共にフィッシングロッドブランクへプレフォームを成形すること、

からなるフィッシングロッドを製造する方法。

2. 補強ファイバがアラミド (aramid)、グラファイト、ガラス、ゲルスパン (gel spun) ポリエチレン、それらの混同体からなる群から選択されている請求項1に記載のフィッシングロッドを製造する方法。

3. 補強ファイバが組ひも、ヤーン、織物、又は不織布ラッピングの形態をなしている請求項1に記載のフィッシングロッドを製造する方法。

4. 補強ファイバが組ひもの形態をなしている請求項1に記載のフィッシングロッドを製造する方法。

5. 成形工程が膨張可能なマンドレルをプレフォーム内にて膨張することによりモールドキャビティ壁へ抗してプレフォームを強制することを含んでいる請求項1に記載のフィッシングロッドを製造する方法。

6. 前記プレフォームがプレプレッグコンポジットの層から形成されている請求項1に記載のフィッシングロッドを製造する方法。

7. ラインガイドが前記モールド内に位置付けられ、かつ前記ラインガイドの脚部と前記補強ファイバの最外層との間の接触によって所定位置へ固定されている請求項1に記載のフィッシングロッドを製造する方法。

8. ラインガイド支柱が前記モールド内へ位置付けられかつロッドブランクが成形された後にラインガイドが前記支柱へ固着される請求項1に記載のフィッシングロッドを製造する方法。

9. ハンドル部分とライン案内部分とを有している成形されたフィッシング

ロッド即ち釣竿であって、

硬化した樹脂内に補強ファイバを組み込んだ複合体からなるフィッシングロッドプランクであって、整合方向に向けられるための形態を有するハンドル部分と、ストリッパラインガイド支柱及び前記プランクの長さに渡ってラインガイドするために整列しているラインガイド支柱を有しているラインガイド部分と、を備え、前記ストリッパガイド支柱及びラインガイド支柱は、硬化した複合体のファイバ構造内にモールドにより固定されるフィッシングロッドプランクと、

足部とガイドフレーム面を備える複数のラインガイドにして、前記ガイドフレーム面は、金属フレーム内へのセラミック製の挿入物又はクロムをコーティングした金属のいずれか一方からなり、前記足部において支柱の一つに固定されるラインガイドと、

把持部分と前記ラインガイドへ整合しているリール座とを有しているハンドルと、

を備えている成形されたフィッシングロッド。

10. 前記複数のラインガイドは、金属フレーム内へのセラミック製の挿入物を有するラインガイドを備えている請求項9に記載のフィッシングロッド。

11. 前記複数のラインガイドは、クロムをコーティングした金属性ラインガイドを備えている請求項9に記載のフィッシングロッド。

12. ハンドル部分が非円形断面形状を有している請求項9に記載のフィッシングロッド。

13. ハンドル部分とライン案内部分とを有している成形されたフィッシングロッドであって、補強ファイバを樹脂内に配置した複合体から形成されたフィッシングロッドプランクを備え、かつ、

(a) 該ロッドの基端部にあり、かつ一体的なリール座と一体的な前方グリップとを呈しているハンドル部分と、

(b) 前記複合体内にファイバにより固定された前記複合体とは異なる材料からなる一体的なストリッパラインガイドと、前記複合体内にモールドされ前記複合体内のファイバにより固定された前記複合体とは異なる材料からなる複数

の中間のラインガイドを備え、前記ストリッパラインガイド及び前記複数の中間のラインガイドは、ラインガイドをするために整列しているライン案内部分と、

を含んでいる成形されたフィッティングロッド。

14. ファイバで補強された樹脂複合体が内部に挿入されたラインガイドを有する編んだ補強ファイバの管を含んでいる繊維性プレフォームで形成されている請求項13に記載のフィッティングロッド。

15. 前記中間のラインガイドがメタルフレーム内へセラミック挿入体を有している請求項13に記載のフィッティングロッド。

16. 前記中間のラインガイドがクロムをコートした金属ラインガイドを有している請求項13に記載のフィッティングロッド。

17. 成形されたフィッティングロッドブランクであって、

(a) ハンドル部分とライン案内部分とを有しているフィッティングロッドブランクの形態に成形された硬化された熱硬化性樹脂製の補強ファイバであって、前記ブランクのハンドル部分は整合方向に向けられるための形態を有している補強ファイバと、

(b) 前記ライン案内部分内に配置され、樹脂複合体内にファイバにより一体に固定されている複数の金属製ラインガイド又はセラミック製の挿入物及び金属フレームからなるラインガイドと、

を含んでいる成形されたフィッティングロッドブランク。

18. 前記整合方向に向けられるための形態は、非円形の断面を備えている請求項17に記載のフィッティングロッドブランク。

19. 前記複数のラインガイドは、金属フレーム内へのセラミック製の挿入物を有するラインガイドを備えている請求項17に記載のフィッティングロッド

。

20. 前記複数のラインガイドは、クロムをコーティングした金属性ラインガイドを備えている請求項17に記載のフィッティングロッド。』

以上